

グレナダの入国規制措置（4月4日更新）

グレナダ政府は、政府ホームページ上で4月4日からの同国の入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 新型コロナウイルス検査の必要無し。
- 2 ワクチン接種の必要無し。
- 3 健康申告書の必要無し。
- 4 到着時の検疫措置の必要無し。

参考

グレナダ政府ホームページ

<https://covid19.gov.gd/>

グレナダ観光局ホームページ

<https://www.puregrenada.com/travel-advisory/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。